## 第26回 定例総会議事録

1. 日 時 令和2年5月13日(水)午後2時15分招集

2. 場 所 大分市役所 本庁舎8階 801会議室

3. 出席委員

8名 1番 朝耒野 清 2番 和田 清秀 4番 得丸 芳昭

5番 長尾 栄作 8番 加藤 隆生 9番 阿部 清

11番 秋吉 和行 14番 福崎 智幸

4. 欠席委員

6名 3番 筒井 昌一 6番 齊木 清範 7番 脇 文夫

10番 釘宮 修一 12番 齊藤 耕一 13番 平山 孝行

5. 事務局 事務局職員 4名

事務局

ただいまより第26回定例総会を始めさせていただきます。会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、前回に引き続きまして今回も地区審議会は中止させていただきましたので、ご報告いたします。

それでは朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(あいさつ)

事務局 それでは大分市農業委員会定例総会規則第3条の規定により、会長が議

長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたしま

す。

議長 それでは、第26回定例総会を開会いたします。

議事に先立ちまして、新型コロナウイルスに関連する定期総会の対応について申し上げます。本総会から当面の間、感染拡大防止の観点から、14名の農業委員のうち過半の8名に出席いただくこととし、また、長時間の会議を避けるため、現地調査報告については議案書をご一読のうえ確認していただきますようお願いいたします。

本日の出席者は8名、欠席者は6名で、農業委員会等に関する法律第27 条第3項に定められている過半数を満たしています。

次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

議長から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし

議長 それでは、議事録署名委員に2番の和田委員と4番の得丸委員、書記は事 務局の今田さんにお願いいたします。

> では、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請についてです。先ほど申し上げましたように、現地調査報告はご一読ください。 1番について、審査基準を事務局から説明してください。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、続きまして1ページ 2番について、審査基準を事務局から説明してください。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 なければ、2ページ 3番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長
これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、3ページ1番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 「審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長
これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、4ページ1番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長
これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、4ページ2番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長
これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、5ページ1番 農地法第4条許可申請について審査基準を事務

局から説明してください。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 なければ、6ページ1番 農地法第5条許可申請について審査基準を事務

局から説明してください。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長
これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、7ページ1番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、8ページ1番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、第1号議案について採決します。

第1号議案につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いしま

す。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第1号議案について農地法第3条許可申請は許可する

こととし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当といたします。

続きまして、9ページ 第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1

項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。

1番と2番は利用権設定を受けるものが同じですので、併せて審査基準を

事務局から説明してください。

事務局 「審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長
これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、10ページ3番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、11ページ4番について関連する第5号議案の報告事項、31ペ

ージ1番と併せて事務局から説明してください。

事務局 「審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、12ページ1番について、審査基準を事務局から説明してくだ

さい。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長
これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、13ページ1番と2番は利用権の設定を受ける者が同じですの

で、併せて事務局から審査基準を説明してください。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、14ページ3番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 なければ、15ページ1番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、15ページ2番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、第2号議案について採決します。

第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2号議案は承認いたします。

続きまして、16ページからは 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第 18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推 進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議です。説明は事務局からお願いします。

事務局 (議案書16ページ、17ページについて説明)

議長 ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。

9番阿部委員 大南1番の配分先ですが、現在は養豚を辞めています。

議長 一体になければ、第3号議案について採決します。

第3号議案について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3号議案は承認いたします。

次に18ページ 第4号議案 非農地証明願 1番について審査基準を事

務局から説明してください。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、19ページ1番について、審査基準を事務局から説明してくだ

さい。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同 ありません。

議長 なければ、20ページ1番について審査基準を事務局から説明してくださ

い。

事務局 (審査基準に沿って説明を行い、基準に適合している旨の説明)

議長 これまでの説明について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、第4号議案について採決します。

第4号議案について、非農地相当とすることに賛成の方は挙手をお願い

します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第4号議案は非農地決定いたします。

次の21ページ 第5号議案は報告事項ですので事務局から報告をお願い

します

事務局 (議案書の21ページから32ページについて説明)

議長 ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長なければ、その他協議事項について事務局からお願いします。

事務局 1. 令和2年度 農地パトロール対象農地

2. 令和2年度 利用状況調査対象地域一覧

議長事務局から説明がありましたが、質問・意見はありませんか。

委員一同ありません。

議長なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了いたしま

した。その他で何かありませんか。

委員一同ありません。

議長 なければ、これで第26回定例総会を閉会いたします。